

山梨県公報

第二千七百八十五号

平成三十年

四月十九日

木曜日

目次

告示
一 一の敷地内にあるものとみなされる建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定……………一七三

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一七三
○平成三十年度調理師試験の実施……………一七三
○公共測量の終了(二件)……………一七四
○基本測量の終了……………一七四
○使用料の収納事務の委託……………一七四
○開発行為に関する工事の完了について……………一七四
公安委員会
○技能検定員等審査の実施……………一七五

告示

山梨県告示第百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定により、同法第八十六条第一項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「敷地内認定建築物」という。)以外の建築物の位置及び構造が次の公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同法第八十六条の二第六項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年四月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 認定番号 山梨県指令建住第二百十六号
- 二 公告認定対象区域 南都留郡忍野村忍草字立沢三千三十四番二及び三千三十八番三
- 三 公告認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県国土整備部建築住宅課

公告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成三十年四月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年四月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人山梨家族信託支援センター
 - 2 代表者の氏名 犬飼和良
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市宝一丁目十三番二号NKビル3F
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者とその家族、支援者、関係者を含む、広く県民に対して、相続、遺言、家族信託等の準備情報を、相談会、講演会、セミナー等の活動を通じて、ますます進む高齢化社会において予防、解決の知識を広く普及させ、安心・安全な社会の実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年四月十二日から同年五月十二日まで

●平成三十年度調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)第三条の二第一項の規定により、平成三十年度調理師試験を次のとおり実施する。
平成三十年四月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 試験日時 平成三十年七月七日(土)午後一時から午後三時まで
- 二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 試験科目 試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。
 - 1 公衆衛生学
 - 2 食品学
 - 3 栄養学
 - 4 食品衛生学
 - 5 調理理論
 - 6 食文化概論

四 受験資格 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書受付期間 平成三十年五月二十一日（月）から同月二十五日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。

六 受験願書提出場所 住所地を管轄する保健所又は中北保健所峡北支所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。

七 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証する書類

4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長若しくは営業主又はその配偶者若しくは二親等内の血族である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）

5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであつて、大きさが縦六センチメートルかつ横四・五センチメートルのもの）

八 受験手数料 六千円（受験願書に六千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印しないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも返還しない。）

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により上野原市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十九日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）

二 測量の地域 上野原市全域

三 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十六日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により笛吹市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十九日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）

二 測量の地域 笛吹市

三 測量の期間 平成二十九年十二月十四日から平成三十年三月三十日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十九日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 基本測量（機動観測）

二 測量の地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

三 測量の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成三十年四月十九日

山梨県知事 後 藤 斎

一 委託の相手方 東京都渋谷区東二丁目十七番九号MYビル 株式会社パークジャパ

二 委託に係る使用料 甲府駅南口駅前広場一般自動車待機場の使用料

三 委託の期間 平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年四月十九日

山梨県知事 後 藤 斎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町小立字下沢間五千

九百三十一番、五千九百三十二番、五千九百三十三番、五千九百三十四番、五千九百三十五番、五千九百三十六番、五千九百三十七番、五千九百三十八番、五千九百三十九番、五千九百四十番及び五千九百四十一番の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡富士河口湖町小立五千七百三番地
学校法人国際環境福祉教育学院 理事長 庄司日出夫

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成三十年四月十九日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

1 審査日時 平成三十年五月二十二日（火）から二十五日（金）までの午前九時から午後五時まで

2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間 平成三十年五月七日（月）から十四日（月）まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

- (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円
 - (二) 普通自動車免許 一万九千五百円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円
- 2 教習指導員審査
- (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円
 - (二) 普通自動車免許 一万千八百五十円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円

六 その他
なお、山梨県収入証紙により納付すること。

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番